

議案第 63 号

飛騨市指定金融機関の指定の変更について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 2 項の規定により、飛騨市の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるため指定する金融機関を次のとおり変更する。

平成 29 年 6 月 12 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

1 指定金融機関の名称及び所在地

変更前	高山信用金庫	高山市下一之町 64 番地
変更後	飛騨農業協同組合	高山市冬頭町 1 番地 1

2 指定の期間

平成 29 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日